

太宰府市

# 議会のしくみ



太宰府市議会  
学生との意見交換会

令和元年11月19日（火）

# Q. 市の行政を執行するのは、誰？

市の方針      住みよいまちづくり      条例案の作成  
税金の使いみち      予算・決算  
市内道路の計画      学校の修理      新しい事業      etc...

A. 市長  
(執行部)

Q. 市長は、市長の思う  
ままにまちづくりが  
できる？

A. できない。

《議決機関》

市議会

《執行機関》

市長

- ◆ 計画の提案
- ◆ 決算の報告  
などなど

- ◆ 議決（許可/却下）
- ◆ 監視
- ◆ 政策提案等

# 二元代表制

市長・・・市の方針や政策を提案し、実行する。

市議会(議員)・・・議案を審議し、決定・監視する。

→どちらも市民にとっての代表者でなければならない。

→どちらも市民が直接選挙で選ぶ。

これを二元代表制といいます。

## 【マメ知識】

市ではなく、国では、選挙された議員で構成される国会が、内閣総理大臣を指名する議員内閣制という制度をとっています。

もし…

「市長と議会、どちらかの力が強い」と？



「かたよったまちづくりになる。」



それって市民のためと言えるの？

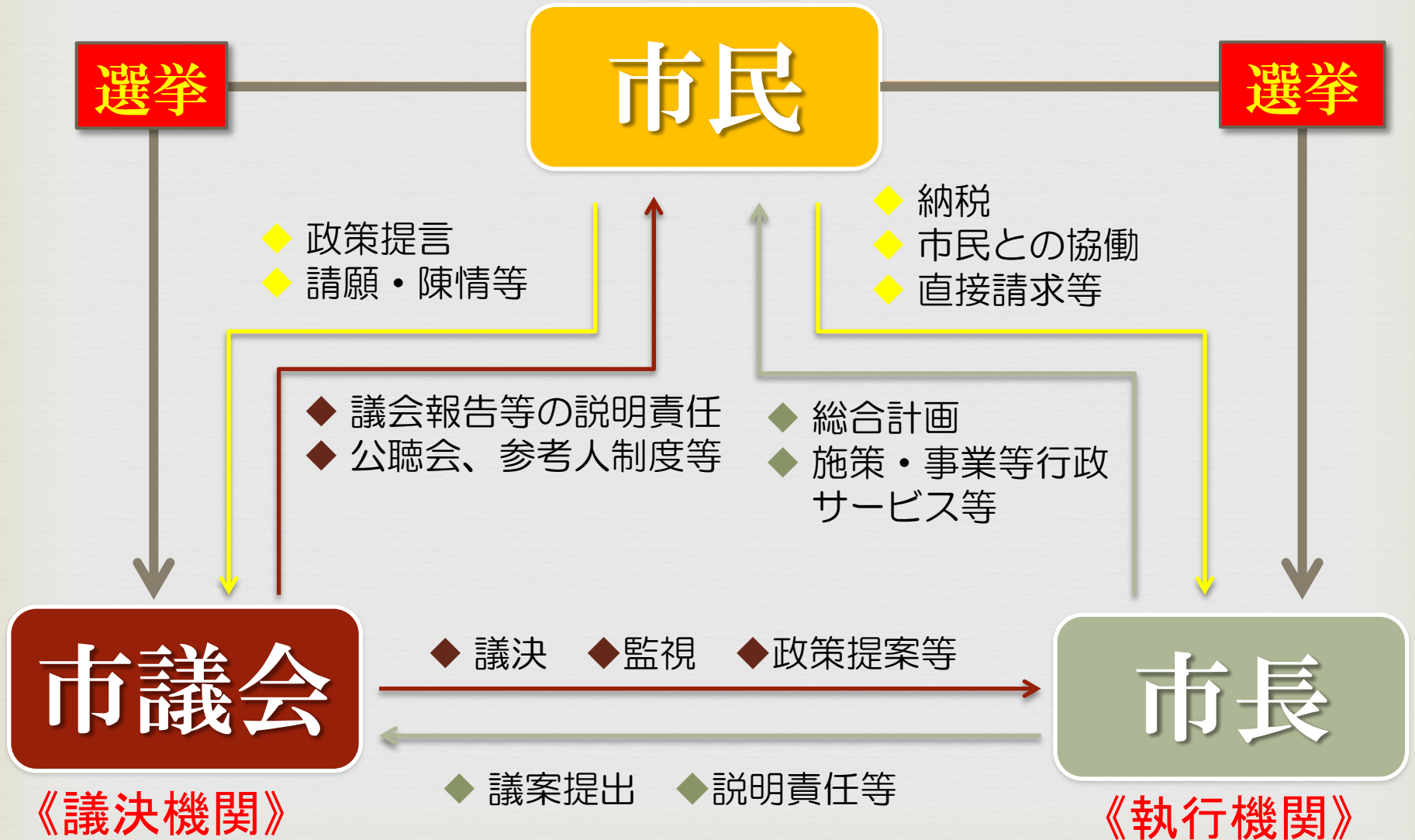
かたよらないために…

市長と市議会は対等な機関でなければならない。



# 議会と市長の関係

(二元代表制の仕組み)



# 市民

- ◆ 政策提言
- ◆ 請願・陳情等

- ◆ 議会報告等の説明責任
- ◆ 公聴会、参考人制度等

# 市議会

《議決機関》

## 意見交換会を する理由

# 議会と市長の関係

(二元代表制の仕組み)



# 市民の声を聴くために・・・

## 議会基本条例（平成26年3月27日制定）

### 第4条

議会は、その活動に関し積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し議論に反映させなければならない（一部抜粋）

※議会基本条例とは・・・

議会の役割を果たすために、議会自らが制定した条例

# 議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、法律等により幅広い権限が与えられています。**主なものは次のとおりです。**

## ◆ 議決権

条例の制定や改正・廃止、予算の決定、決算の認定など市の重要な事項を**決定（議決）**します。

## ◆ 同意権

副市長、監査委員など市長が任命する時には**同意**が必要になります。

## ◆ 調査権

市の事務について**調査**をすることができます。

◆ 検査権及び監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査したり、監査委員に監査を請求することができます。

◆ 意見書提出権

市の公益に関することについて、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。

◆ 自律権

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部のことについて、自ら決めることができます。

これら様々な権利を使って、行政に対して監視や政策提案を行っています。

# 議会の構成

- 議員定数（＝人数）  
18名。太宰府市の条例で決まっています。
- 任期  
4年間。  
現在の市議会議員は、平成29年12月3日からの4年間です。
- 議長及び副議長  
議長は、議場の秩序を守り、議会を代表します。  
議長と副議長を1人ずつ、議員の中から選出します。

## • 常任委員会

すべての議案を全員で話すよりも、分野ごとに「常任委員会」を設け、それぞれの委員会で話し合う方が効率的です。

(審査付託=しんさふたく)

話し合った結果は、本会議の最終日に委員長から議会に報告を行い、最終的な議会としての結論を出します。

### 総務文教 常任委員会

地域  
防犯・防災  
教育  
スポーツ  
社会体育  
文化財  
選挙  
など

### 環境厚生 常任委員会

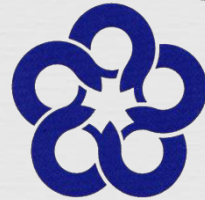
環境  
衛生  
福祉  
人権  
税  
国民健康保険  
介護保険  
など

### 建設経済 常任委員会

道路  
公園  
都市計画  
農林  
商工業  
観光  
国際交流  
など



大学生のみなさんを  
応援しています。



太宰府市議会